

大月市土地開発公社経営検討委員会設置要領

(設置)

第1条 大月市土地開発公社（以下「公社」という。）の抜本的な経営改革策の検討を行うため、大月市土地開発公社経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 公社の経営状況等の分析及び評価に関すること。
- (2) 公社の債務及び保有土地の処理に関すること。
- (3) 公社の経営改革のための方策に関すること。
- (4) 前3号に付随して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び経営や債務処理に関する専門的知識を有するもののうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。

但し、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

大月市土地開発公社経営検討委員会会議公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大月市土地開発公社経営検討委員会設置要領第9条の規定に基づき、大月市土地開発公社経営検討委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開する為、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の周知)

第2条 委員会の会議は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、総務管理課内に備え置くとともに、大月市ホームページにより周知するものとする。但し、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には非公開とすることができる。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴の受付は、会議の開催の30分前からとし、会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入するものとする。

2 前条に定める傍聴を認める者の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。
(入場の禁止)

第4条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の禁止行為等)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 議事に対して批評を加え、又は可否を表すこと。
- (3) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をすること。
- (4) 飲食、飲酒又は喫煙をすること。
- (5) 許可なく写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をすること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

2 傍聴人が前項に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

大月市土地開発公社経営検討委員会スケジュール(案)

月 日	回数	内 容
5月8日	第1回	1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 市長あいさつ 4. 委員及び事務局紹介 5. 大月市土地開発公社経営検討委員会設置要領について 6. 大月市土地開発公社経営検討委員会会議公開要領について 7. 委員長・副委員長の選任 8. 議事 (1) 委員会の会議録等について (2) 委員会のスケジュールについて (3) 土地開発公社の現状について 9. その他 10. 閉会
6月上旬	第2回	保有資産の適正な管理又は処分方法の検討 公社が継続保有または市へ引き渡した場合などにおける現保有資産の管理又は処分方法の検討
7月上旬	第3回	公社の今後の在り方について 事業の意義、存続の可否など抜本的改革の具体的な検討
8月上旬	第4回	公社の今後の在り方について 事業の意義、存続の可否など抜本的改革の具体的な検討 第三セクター等改革推進債発行に伴う財政への影響
9月上旬	第5回	報告書のとりまとめ

土地開発公社の現状

1. 大月市土地開発公社の経過

大月市土地開発公社（以下「公社」という。）は、設立団体を大月市として、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行い、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）」（以下「公拡法」という。）に基づき、昭和 48 年 8 月に設立され、今日まで、市の依頼などにより、工業団地造成事業、国鉄清算事業団跡地取得事業、大月バイパス事業代替地取得事業などを行ってきました。

また、昭和 62 年 1 月に締結した大月市との基本協定に基づき、岩殿ニュータウン（ゆりヶ丘団地）の造成事業に取り組み、平成 5 年 2 月に 196 区画の造成工事が完了し、宅地分譲を行ってまいりました。

右肩上がりの経済成長期においては、土地開発公社が公用地等を先行取得することにより、公共事業の事業費の抑制あるいは円滑な事業の実施などに大きな役割を果たしてきましたが、経済情勢の激変をもたらしたバブル経済崩壊以後、土地価格の下落、土地取引の低迷や需要低下、当初の取得目的である事業化の遅滞などにより、公社保有地を処分できず長期保有の状態となりました。

さらに、岩殿ニュータウン（ゆりヶ丘団地）地内で、平成 7 年頃から道路や擁壁及び家屋の異常が報告され、この調査・修復に 12 年もの期間を要し、その間宅地分譲も進まず、それらにかかった費用約 1,388 百万円が土地開発公社の経営に大きな影響を与えています。

この費用については、居住者の良好な居住環境を早期に取り戻すため、土地開発公社が支弁しましたが、造成工事施工業者を相手に平成 19 年 7 月に損害賠償調停を申し立て、平成 20 年 4 月に訴訟を起こしましたが、平成 22 年 9 月に和解金 8 千万円の和解勧告を受け入れ、債務が確定しました。

2. 土地開発公社の事業資金

土地開発公社は、大月市土地開発公社定款（資料 5）及び業務方法書（資料 6）に基づき事業を実施しています。その業務方法書第 8 条第 2 項において、事業資金は、市から事業に応じた借入を行うほか、市の同意を得て金融機関から借り入れを行うことと規定されています。また、業務方法書第 9 条において、金融機関等からの事業資金借り入れにあたり、借り入れようとする金融機関等から債務保証の要求がある場合は、債務保証を市に対して求めるものとする規定されており、公社が行ってきた事業に関しては、すべて金融機関から借り入れを行い、その借入に対して市が債務保証をしています。

3. 経営健全化計画

全国的に地方公共団体の財政事情の変化や事業の見直し等によって土地開発公社保有地の保有期間が長くなっている土地が累増するなど、土地開発公社の経営環境が厳しさを増してきたことから、平成12年7月に自治事務次官から「土地開発公社経営健全化対策について」が通知されました。この通知を受け、市（企画財政課）では、平成13年度から平成18年度までを計画期間とした「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、この計画に掲げた目標達成に向け、土地開発公社保有地の再取得、運営費の補助、借入金の金利負担などを行ってきました。

平成12年の健全化計画の進捗状況

計画策定時簿価 (平成12年)	平成18年度末 目 標	平成18年度末 実 績
3, 349百万円	0百万円	2, 819百万円

しかしながら、厳しい財政状況等から、事業の先送りや見直しを余儀なくされ、また宅地開発事業における住宅需要の低迷と相まって、健全化計画を十分に達成するまでには至らず、土地開発公社の経営環境はさらに厳しい状況となっていました。

そこで、市（行政経営課）では、平成19年4月に平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とした新たな「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」（資料7）を策定し、平成23年度末までに簿価額1,920百万円の土地を処分することとしました。

この計画に基づき、国鉄清算事業団跡地用地として取得・保有している土地の一部を暫定利活用して駐車場事業を行うとともに、当初目的が達成されても残った土地や、市が再取得する見込みのない土地については、特定土地に区分変更を行い公募により購入者を求めるなど、土地開発公社保有地の処分を進めてきました。岩殿ニュータウンについては、価格の見直しなどによる販売促進を図ってきましたが、思うように販売が進まず、市の財政状況は厳しさを増し、大月駅周辺整備事業を一部凍結したこともあり、市の再取得が計画通りに進めることができずに現在に至っています。（資料7-2）

平成19年の健全化計画の進捗状況

平成18年度末簿価	平成23年度末 目 標	平成23年度末 実 績
2, 819百万円	899百万円	2, 317百万円

4. 保有土地及び借入金の状況

平成 13 年度末の土地開発公社の保有土地は 11.08ha、簿価総額 3,713 百万円でありましたが、事業用地の取得及び処分、簿価のない財産の市への譲渡、再取得の見込みのない土地の公募による処分などを行い、平成 23 年度末現在では 12.72ha、簿価総額 2,317 百万円となりました。

ただし、平成 23 年度に資産計上した新ごみ関連事業用地 10.6ha については、平成 24 年度末に市が簿価額で取得する予定であり、その場合の土地開発公社の所有地は 2.12ha、簿価総額 1,815 百万円となります。(資料 8)

平成 23 年度末では 4 事業にかかる土地が処分できずに残っており、その借入金総額は 1,750 百万円となっています。また、これとは別に岩殿ニュータウン修復に係る借入金が 781 百万円あり、平成 23 年度末の借入金の総額は 2,531 百万円となり、未払金を含めた負債合計は 3,033 百万円となっています。

なお、負債合計から簿価総額を差し引いた決算上の債務超過は 716 百万円となりますが、土地価格は下落しており、簿価と不動産鑑定等に基づいて算定した時価見込み額とでは 682 百万円の開きが出ているため、実質的には、約 1,400 百万円の債務超過となっています。(資料 9)

保有土地に係る借入金は、事業ごと、購入時期ごとに借入期間 3 年の固定金利(期日一括返済、利息半年分後払い)で借り入れを行っており、保有地が処分できた時点でその借入金を償還しています。処分ができない場合は、借り換えを行って資金調達し、借り換えに当たっては、金融機関からの見積もりにより、利率が一番低い金融機関から借り入れを行ってきました。近年の平均利率は 2%を超えており、毎年約 60 百万円から 80 百万円を負担しています。(資料 10 上段)

なお、国鉄清算事業団跡地用地の暫定利活用策として実施している駐車場事業の収益については、当該用地取得に係る借入金の利息に充てています。

5. 市の支援策

このような状況の中、市としても厳しい財政状況にはありましたが、土地開発公社の経営健全化に向けて、運営費補助金として借入利息や事務費などに補助金を交付するとともに、資産価値が減少した土地を処分した場合には、簿価との差額について補助金を交付してきました。

さらに、平成 22 年度からは、岩殿修復関連の借入金償還に対して補助金を交付し土地開発公社の経営健全化に向けた支援を行ってきました。(資料 10 下段)

6. 第3セクター等改革推進債について

国では、これまでも第三セクター等の改革を促進していましたが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行に伴い、5年間で第三セクターの抜本的な改革を集中的に行えるよう、土地開発公社なども含む第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続きを経て地方債の対象とすることができることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）を盛り込んだ「地方交付税法等の一部改正をする法律」を平成21年4月に施行しました。

これまでは、経営状況の悪い第三セクター等を抜本的に改革しようとした場合、地方公共団体が債務保証をしている借入金の返済が必要となり、一時的に多額の経費（一般財源）が必要となることが一つの阻害要因となっていました。この制度を活用することにより、市の財政負担が一時的には大きくなりますが、中長期的には、地方公共団体の債務の軽減や、負担の平準化により突発的な費用負担リスクが回避されることなどが期待されます。

この制度を活用する前提としては、第三セクター等の存在意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に解散又は不採算事業の廃止などの抜本的な改革が必要と判断されることが必要となります。（資料11）

【第三セクター等改革推進債対象経費】

土地開発公社の場合は、解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費

【第三セクター等改革推進債発行条件】

- ① 発行年度は、平成21年度から平成25年度
- ② 償還年限は、第三セクター等改革推進債を発行することによる地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、地方公共団体の財政規模等を勘案して必要な最小限の期間。10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。
- ③ 資金については、民間資金
- ④ 充当率については、原則100%

【国の財政措置】

第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置が講じられる。

○大月市土地開発公社定款

昭和 48 年 8 月 21 日

設立

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この土地開発公社は、大月市土地開発公社と称する。

(設立団体)

第 3 条 この土地開発公社の設立団体は、大月市とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この土地開発公社は、事務所を山梨県大月市に置く。

(公告の方法)

第 5 条 この土地開発公社の公告は、大月市広報に掲載して行なう。

第 2 章 役員及び職員

第 1 節 役員及び職員

(役員)

第 6 条 この土地開発公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以内(うち理事長 1 人)

(2) 監事 2 人以内

2 理事のうち、2 人以内を常任とすることができる。

(役員職務及び権限)

第 7 条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、規程の定めるところによりこの土地開発公社の業務を掌理するとともに、あらかじめ理事長の定めるところにより理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 16 条第 8 項の職務を行なう。

(役員任命)

第 8 条 理事及び監事は、大月市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(役員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもつて構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があつたときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもつてこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(書面表決)

第16条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 理事長は、緊急の必要により会議を開催するいとまがないときは、持ち回りの方法により、各理事の表決を求めることができる。

3 前2項の場合において、前条の規定の適用については表決に参加したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定又は変更

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー

計算書及び事業報告書

- (5) 規程の制定又は改正もしくは廃止
 - (6) 規程により、理事会の権限に属せしめられた事項
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行なうこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

カ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

- (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行なうこと。

- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行なう。

- (1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行なうこと。

- (2) 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第19条 この土地開発公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 この土地開発公社の資産は基本財産及び運用財産とする。

2 この土地開発公社の基本財産の額は500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりにくず

してはならない。

(事業年度)

第 21 条 この土地開発公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(財務諸表)

第 22 条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て 5 月 31 日までに大月市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第 23 条 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第 24 条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第 25 条 理事長は、第 17 条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、大月市長の承認を得て当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第 5 章 雑則

(解散)

第 26 条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、大月市議会の議決を経、山梨県知事の認可を受けたときに解散する。

2 この土地開発公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお、残余財産があるときは、当該財産は大月市に帰属する。

(規程への委任)

第 27 条 この土地開発公社の運営に関して、必要な事項はこの定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、土地開発公社への組織変更の日から施行する。
(最初の役員任期)
- 2 この土地開発公社の最初の役員任期は第9条の規定にかかわらず大月市長が定めるところによる。
(最初の事業年度)
- 3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、この土地開発公社への組織変更の翌日から昭和49年3月31日までとする。

附 則(昭和51年10月21日)

この定款は、知事の許可があつた日から施行する。

附 則(平成7年9月19日)

この定款は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月24日許可)

この定款は、知事の許可があつた日から施行する。

附 則(平成19年10月25日許可)

この定款は、知事の許可があつた日から施行する。

附 則(平成21年7月9日許可)

この定款は、知事の許可があつた日から施行する。

○大月市土地開発公社業務方法書

昭和 48 年 8 月 21 日

制定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 大月市土地開発公社(以下「公社」という。)の定款に定める業務は、この業務方法書により行なうものとする。

(運営方針)

第 2 条 この公社は、各種資金の活用を図り定款に定める目的達成のために運営するものとする。

第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 公社は、定款に定める範囲内において業務を行なうものとする。

(用地等の処分)

第 4 条 公社が譲渡を目的として取得した用地及び施設を処分する場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

2 前項以外の用地及び施設を処分する場合も同様とする。

(用地及び施設の処分価格)

第 5 条 公社が、前条第 1 項の規定により処分する用地及び施設の処分価格は次の方法により区分し、処分の都度市と協議して決定するものとする。

(1) 用地及び施設の取得に要した買収費

(2) 用地の取得(造成費を含む。)施設の建設(買収費を含む。)に要した資金の利息又は利息に相当する金額

(3) 用地を取得し、又は施設を建設して処分するまでの間における管理に要した費用

(4) 用地及び施設の取得等に要した間接経費

(5) 前各号のほか、通常経費とした認められる金額

2 公社が前条第 2 項の規定により処分する用地及び施設の処分価格は、適正な評価額によるものとする。

(用地の斡旋)

第 6 条 公社は、用地の斡旋をしようとするときは、次の事項について市の同意を得るものとする。

(1) 地番、地目及び面積

(2) 使用目的

(3) 価格

(4) 斡旋を受けようとする者の住所、氏名(法人にあつては住所、名称)

(5) その他、必要な事項

(斡旋手数料)

第 7 条 用地の斡旋手数料は、当該斡旋に要した実費とし、譲受者に負担させるものとする。

第 3 章 資金

(資金の借入れ)

第 8 条 資金の借入額の限度については、毎会計年度予算で定める。

2 資金は市から事業に応じた借入れを行なうほか、必要に応じ次の各号に掲げる事項についてあらかじめ市の同意を得て金融機関から借入れを行なう。

(1) 借入れようとする金融機関の名称

(2) 借入れようとする事業資金の額

(3) 借入期間

(4) 利率

(5) その他、借入れ条件

(債務保証)

第 9 条 公社は、事業資金の借入れにあたり借入れようとする金融機関等から債務保証(損失補償)の要求がある場合は、当該借入れにかかる債務保証を市に対して求めるものとする。

第 4 章 他規程への委任

第 10 条 この業務方法書に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この業務方法書は、土地開発公社への組織変更の日から施行する。

附 則(平成 7 年 9 月 19 日)

この業務方法書は、公布の日から施行する。